

第45回

香川県環境審議会計画部会

日 時：令和2年3月25日（水） 13時～

場 所：香川用水資料館 多目的室

会議次第

- ▶ 1 開会
- ▶ 2 あいさつ
- ▶ 3 議題
 - ▶ (1)第44回環境審議会計画部会における意見等について
 - ▶ (2)基本目標・施策体系について
 - ①香川県環境基本計画
 - ②香川県地球温暖化対策推進計画
 - ③香川県廃棄物処理計画
- ▶ 4 閉会

① 香川県環境基本計画

環境の将来像

県民みんなで作る 人と自然が共生する豊かで美しい香川



県民みんなで作る 人と自然が共生する持続可能な香川

【考え方】

- 県民一人ひとりが環境保全活動に参加するように促していく
- 美しい自然環境と快適な生活環境を守り育てていく
- 国連サミットで採択された持続可能な開発目標の達成に貢献していく

基本目標

1【各分野にまたがる基盤整備・地域づくり】
環境を守り育てていくための人づくり・地域づくりの推進

2【地球環境分野】
地域から取り組む地球環境の保全

3【資源循環分野】
環境への負荷を低減させる質の高い循環型
社会の形成

4【自然環境分野】
自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくり
の推進

5【生活環境分野】
安全で安心して暮らせる、快適な生活環境の
保全



1【各分野にまたがる基盤整備・地域づくり】
環境を守り育てる地域づくりの推進

2【地球環境分野】
地域資源を活かし、地域とともに取り組む地球
環境の保全

3【資源循環分野】
環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社
会の形成

4【自然環境分野】
自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの
推進

5【生活環境分野】
安全で安心して暮らせる、快適な生活環境の保全

・施策区分(主な取り組み)

分野	施策
各分野にまたがる基盤整備・地域づくり	環境教育・環境学習の充実 山・川・里(まち)・海の環境保全の推進 など
地球環境	地球温暖化対策の推進
資源循環	循環型社会づくりの推進 廃棄物の適正処理の推進 など
自然環境	生物多様性の保全 有害鳥獣対策と外来種対策の推進 など
生活環境	大気環境の保全 水環境、土壌・地盤環境の保全 など

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



ロゴ：国連広報センター作成

SDGsの17の目標

目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

参照資料：内閣府地方創生推進事務局作成「地方創生に向けた自治体SDGsの推進について」

• 基本目標とSDGsの関連

環境基本計画に掲げる施策を実施することで、本県の環境課題の解決とともに、SDGsの目標達成にも貢献していく。

【環境を守り育てる地域づくりの推進】

- 環境教育・環境学習の充実（目標4：質の高い教育をみんなに）
- 山・川・里（まち）・海の環境保全の推進（目標14：海の豊かさを守ろう、目標15：陸の豊かさも守ろう）
- 県民参加の環境保全活動の促進（目標12：つくる責任つかう責任）

関連するSDGsの目標



【地域資源を活かし、地域とともに取り組む地球環境の保全】

- 地球温暖化対策の推進(目標7:エネルギーをみんなにそしてクリーンに、目標13:気候変動に具体的な対策を)

関連するSDGsの目標



【環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成】

- 循環型社会づくりの推進(目標12:つくる責任つかう責任)
- 廃棄物の適正処理の推進(目標11:住み続けられるまちづくりを)

関連するSDGsの目標



【自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進】

■生物多様性の保全(目標15:陸の豊かさを守ろう)

■有害鳥獣対策と外来種対策の推進(目標15:陸の豊かさを守ろう)

関連するSDGsの目標



【安全で安心して暮らせる、快適な生活環境の保全】

■大気環境の保全(目標3:すべての人に健康と福祉を)

■水環境、土壌・地盤環境の保全(目標6:安全な水とトイレを世界中に)

■騒音・振動・悪臭・化学物質対策などの推進(目標11:住み続けられるまちづくりを)

関連するSDGsの目標



▶各施策の方向性

幅広い場における環境教育・環境学習の推進

【現状】

- 県政世論調査の結果では、「環境教育・環境学習機会の提供に関する行政の取組み」について、満足と回答した方は3割に満たず、日常生活の行動でも、「環境に関する講座への参加や正しい知識を得るよう努めている」とした方は、3割程度に留まっている。
- 環境学習講座や環境に親しむイベントには、多くの方が参加している。

【これまでの取組み】

- 香川の環境を守り育てる人づくり事業として、「きっかけづくり」「学びの場」「環境保全活動の促進」と分け、幅広い層の方に参加してもらうよう取り組んでいる。
- 民間団体や企業など様々な主体と連携し、環境学習を推進するとともに、情報発信にも努めている。
- 様々なテーマで環境学習教材を制作したほか、出前授業を実施するなど、学校における環境教育の支援に努めている。

【今後の取組み】

環境教育・環境学習を重要と考える方は多く、環境学習の機会が提供されれば参加する方も多い。



様々な主体と連携を図りながら、より多くの県民に環境学習などの情報が届くよう効果的な周知を行い、市町や身近な公共施設など、県民が訪れやすい場所で、幅広く環境学習の機会を提供していくことで、多くの県民が環境学習講座へ参加するよう推進する。

里海づくりの推進

【現状】

- ① 改善傾向が見られない「有機汚濁」
- ② 「栄養塩」の循環バランスの崩れ
- ③ 依然として少ない「藻場」
- ④ 対応が急がれる「海ごみ」問題
- ⑤ 「人と海の関わり」の希薄化

【これまでの取組み】

- ・ 里海づくりを牽引する人材の育成
(かがわ里海大学)
- ・ 里海づくりへの県民の意識啓発
(里海ナビゲーション、県民参加型モニタリング)
- ・ 企業等が行う里海づくり活動の促進
(企業向け相談窓口「里海コンシェルジュ」)
- ・ かがわ「里海」シンポジウム
- ・ 海ごみの回収・処理、発生抑制

【今後の取組み】

全県域で、県民の幅広い主体的な参画と理解のもと、山・川・里(まち)・海をつなげる施策を進める。

目指すべきかがわの「里海」の姿
人と自然が共生する持続可能な豊かな海

交流と賑わいのある海

- ・ 地域資源の活用
- ・ 海との関わりによる交流の促進
- ・ 海と関わる伝承文化の継承

美しい海

- ・ ごみのない海・海辺
- ・ 良好な水質・底質
- ・ 自然景観と文化的景観の調和

生物が多様な海

- ・ 生物多様性の保全
- ・ 生物生産性の維持
- ・ 生物の生息空間の確保

地球温暖化の防止、被害の回避・軽減の主な取組み

- 省エネルギー行動の拡大
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 地球温暖化への適応の推進

持続可能な循環型社会の形成に向けた主な取組み

- プラスチックごみ対策の推進
- 食品ロスの削減
- ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化
- 災害廃棄物処理体制の充実・強化

希少野生生物の保護

【現 状】

- ・本県においては、開発や里地・里山の荒廃などによって自然環境が悪化し、多くの野生生物が絶滅の危機にさらされている。
- ・希少野生生物の保護を図るためには、生育・生息状況を把握した上で、自然保護活動や普及啓発等に、より一層取り組む必要がある。

【これまでの取組み】

- ・平成17年度に制定した「香川県希少野生生物の保護に関する条例」に基づき、希少野生生物16種を「指定希少野生生物」に指定するとともに、そのうち、「アサザ」と「オニバス」の生育地を「指定希少野生生物保護区」に指定するなど、種の保護に努めている。また、同条例に基づき、「ニッポンバラタナゴ」と「カンカケイニラ」の保護事業計画を策定し、保護増殖にも努めている。
- ・平成15年度に作成した「香川県レッドデータブック」の見直しを行い、令和2年度に最新の生息情報等を掲載した改訂版を作成している。

【今後の取組み】

- ・改訂版レッドデータブックにおいて、生息数等の減少が確認された希少な野生生物のうち、特に保護を図る必要があるとされた種については、新たに「希少野生生物」に指定し、保護増殖や生育・生息地等の保全に努める。
- ・改訂版レッドデータブックを図書館に配付するほか、県のホームページや公共施設で開催している「まちかど生き物標本展」等を活用して、普及啓発の充実に努める。

有害鳥獣対策の強化

【現 状】

- ・イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害は、平成26年度から5年連続で減少し、平成30年度には約1億500万円となり、減少傾向にあるものの、依然として高い水準にある。
- ・イノシシが市街地に出没して人身被害が発生しており、対策の強化が必要である。

【これまでの取組み】

- ・本県では、平成28年度にイノシシなどの「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、イノシシの生息頭数を平成27年度末の2万9千頭から令和3年度末には2万頭に削減することを目標として、年間1万から1万2千頭の捕獲に取り組んでいる。
- ・女性や若者、免許取得後の初心者などを対象とした各種講習会を開催するなど、捕獲の担い手である狩猟者の確保・育成を進めている。

【今後の取組み】

- ・イノシシなどによる農林業被害等に総合的に対処するため、市町が行う有害鳥獣捕獲や侵入防止柵の設置等を支援するとともに、市街地周辺等において県主体の捕獲事業を重点的に実施するほか、若手狩猟者の育成や捕獲した鳥獣の食肉利用等を推進する。
- ・人身被害の発生を未然に防止するため、市街地への出没経路等において、重点的な捕獲や侵入防止ネットの設置等の緊急対策を実施する。

② 香川県地球温暖化対策推進計画

▶ 基本目標

地域から取り組む地球環境の保全



地域資源を活かし、地域とともに取り組む地球環境の保全

【考え方】

地域の特性に応じ、地域資源（人材、自然環境、インフラ等）を最大限利活用し、育成しながら、多様な関係者と連携し又は理解を得て、総ぐるみで緩和策と適応策に取り組んでいく。

▶ 施策の柱

● 地球温暖化の防止を図るための対策（緩和策）

- 1 省エネルギー行動の拡大
- 2 再生可能エネルギーの導入促進
- 3 低炭素型まちづくりの推進
- 4 森林整備と都市緑化の推進
- 5 CO2以外の温室効果ガス対策の推進

● 地球温暖化による被害を回避、軽減するための対策（適応策）

- 新** 6 地球温暖化への適応の推進

省エネルギー行動の拡大

【現状】

・日常生活や事業活動における省エネ行動に関して、対策をとる必要性の県民の意識は高いが、省エネ行動によっては、どのように取り組めばよいか分からないなどの理由により、常に意識して行動していない。

【これまでの取組み】

- ・かがわ省エネ節電所やクールビズ等の実施
- ・事業所向け省エネルギー講座の開催
- ・条例による地球温暖化対策計画制度の運用に関する対象事業所への現地調査・指導
- ・エコドライブ講習会、事業所向けエコドライブ出張セミナーの開催
- ・省エネ型設備・機器等の導入促進を図るキャンペーン等

【今後の取組み】

・低炭素なライフスタイル・ワークスタイルの選択と定着が促進されるよう、省エネの具体的、実践的な取組方法等に関する広報啓発に取り組む。

再生可能エネルギーの導入促進

【現状】

- ・日照時間が長いという本県の地域特性を生かし、太陽光発電の導入促進を図っている。

【これまでの取組み】

- ・住宅用太陽光発電設備等の導入に対する補助金
- ・「太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」の策定
- ・県内における再生可能エネルギー利活用に係るポテンシャル調査の実施

【今後の取組み】

- ・国の長期戦略や本県の再生可能エネルギーに関するポテンシャルを踏まえながら、太陽光発電の導入促進を、地域と共生した形で進める。

地球温暖化への適応の推進

■ 地球温暖化の影響は様々な分野に

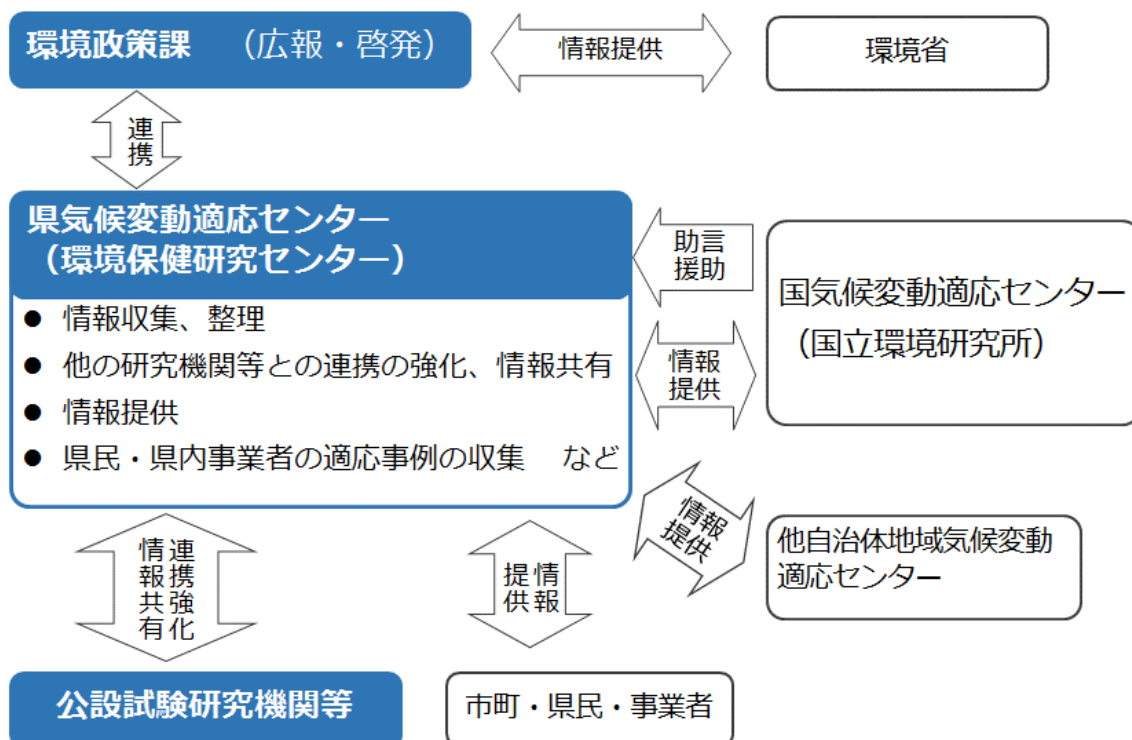
気候変動を伴う温暖化の影響は様々な分野に及ぶことから、あらゆる分野の関連施策に「適応」の考え方を組み込んでいく。



■ 地域の実情に応じて

温暖化の影響は、地域の気候や地理等の自然的状況、主とする産業や農林水産業における主要な作物、住民の分布等の社会的状況の違いにより大きく異なることから、適応策は地域の特性を踏まえて検討し、取り組むことが重要。

香川県気候変動適応センター設置



地域の気候変動影響及び気候変動に関する情報の収集、整理及び提供等を行う拠点として、令和元年10月1日に「香川県気候変動適応センター」を香川県環境保健研究センターに設置。

センターでは、国の気候変動適応センター（国立環境研究所）や県内の他の研究機関等と連携する等により、情報基盤を強化するとともに、県民や県内事業者への情報提供を通して地域の適応策の取組みを促進していく。

③ 香川県廃棄物処理計画

【現計画】基本目標

環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成

【次期計画】基本目標(案)

環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成

- 【考え方】
- ・香川県環境基本計画“環境の将来像”の改正に合わせる
 - ・SDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献していく

【現計画】 施策の柱

2R（リデュース、リユース）の推進

2Rを意識した3Rの普及啓発、食品廃棄物の削減 など

リサイクルの推進

資源ごみのリサイクルの徹底、各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充 など

廃棄物の適正処理の推進

廃棄物処理施設の確保と維持管理、監視指導体制の拡充・強化、不法投棄・野外焼却対策 など

【次期計画】 施策の柱(案)

2R（リデュース、リユース）の推進

2Rを意識した3Rの普及啓発、プラスチックごみ対策、食品ロスの削減 など

リサイクルの推進

資源ごみのリサイクルの徹底、各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充 など

廃棄物の適正処理の推進

ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化、監視指導体制の拡充・強化、不法投棄・野外焼却対策 など

災害廃棄物処理体制の充実・強化

災害廃棄物処理広域訓練、計画・マニュアル等の見直しなど

プラスチックごみ対策の推進

【現状】

- ・不適正な処理による海洋流出など、プラスチックごみによる地球規模での環境汚染が懸念されている。
- ・日本はワンウェイの容器包装廃棄量（一人当たり）が世界で二番目に多い。
- ・中国などアジア各国の輸入規制拡大により、これまで以上に排出抑制と国内資源循環が求められている。
- ・令和元年5月、国において「プラスチック資源循環戦略」が策定された。

【プラスチック資源循環戦略の概要】

- ・2030年までにワンウェイプラスチックを25%排出抑制
- ・2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- ・2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用
- ・プラスチックごみによる海洋汚染が生じないこと(海洋プラスチックゼロエミッション)を目指す

【これまでの取組み】

- ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）の普及啓発
- ・「香川県海ごみ対策推進協議会」を中心とした海ごみの回収・処理や発生抑制対策

【今後の取組み】

- ・効果的な対策を検討するため、プラスチックごみの排出・処理の実態を把握する必要がある。
- ・県民への普及啓発に向け、県が率先してプラスチックごみの発生抑制に取り組む必要がある。
- ・広域での対策を実施するため、近隣各県と広域的に連携して取り組む必要がある。

食品ロスの削減

【現状】

- ・ 日本では年間643万 t (事業系352万 t、家庭系291万 t) の食品ロスが発生 (平成28年度)
- ・ 第4次循環型社会形成推進基本計画における目標 1人1日当たり139g (お茶碗一杯分)
 - ⇒ 家庭から発生する食品ロスを、2030年度までに2000年度比で半減
- ・ 「食品ロス削減推進法」が制定され、令和元年10月1日に施行された。

【食品ロス削減推進法の概要】

- ・ 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減を推進
- ・ 地方公共団体は、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する
- ・ 都道府県は、国が策定する基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定 (努力義務)
- ・ 基本的施策：教育・学習の振興、知識の普及・啓発、食品関連事業者の取組みに対する支援、顕著な功績がある者に対する表彰、実態調査、フードバンク活動への支援 等

【これまでの取組み】

- ・ 食品ロスを減らすライフスタイルを環境・身体・家計にかしこい『スマート・フードライフ』として提案し、推進キャラクター『たるる』を活用して、県民への普及啓発を実施

【今後の取組み】

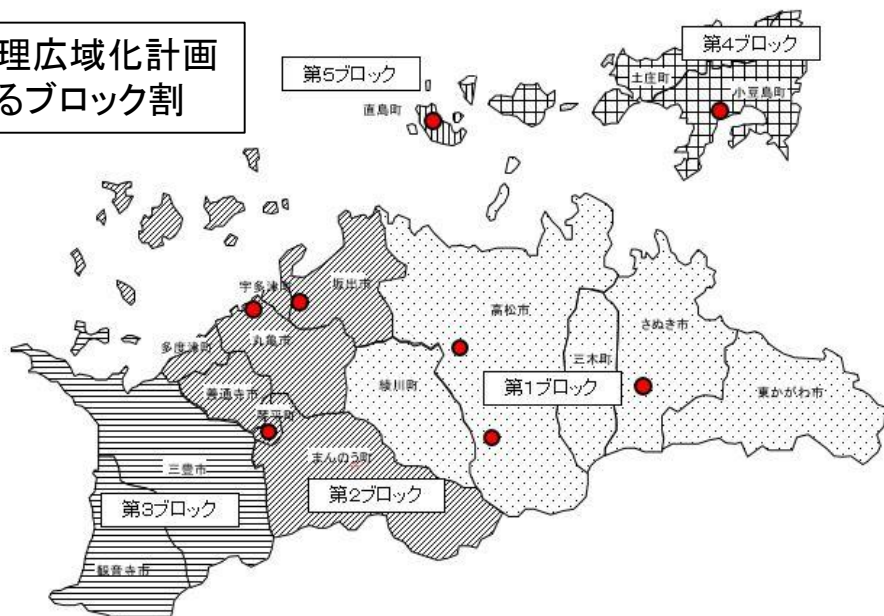
- ・ 本県の食品ロスの実態を把握したうえで、食品ロス削減推進計画を策定する必要がある。
- ・ 県民だけでなく、事業者への意識啓発等にも取り組み、県民全体の機運醸成を図る必要がある。
- ・ フードバンク活動の活性化に向け、マッチング等の検討を行う必要がある。

ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化

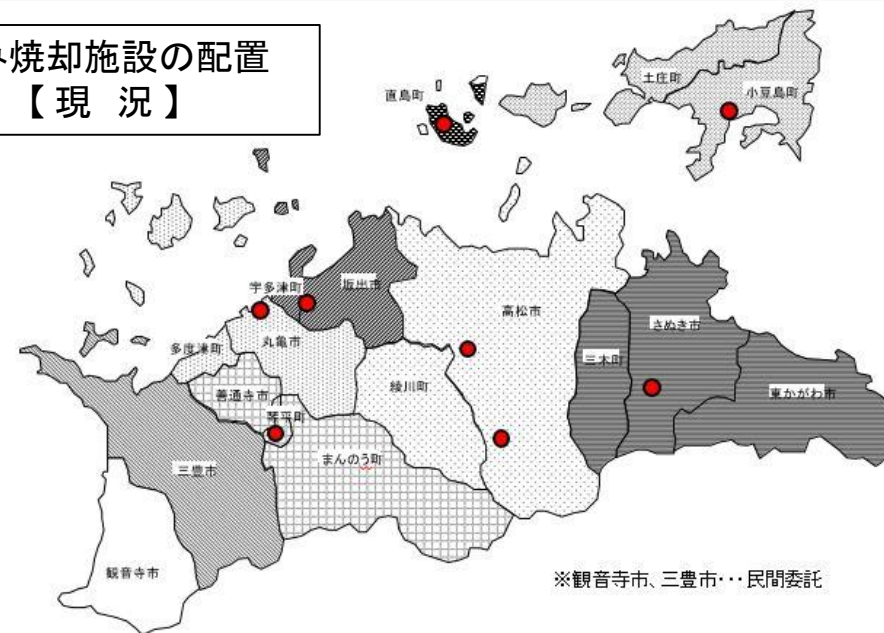
【現状】

- ・ごみの効率的かつ安定的な適正処理のため、平成11年3月に「香川県ごみ処理広域化計画」を策定
⇒ 県内を5ブロックに分け、ブロックごとの施設集約化、ダイオキシン類対策などの基本方針を示す。

ごみ処理広域化計画
におけるブロック割



ごみ焼却施設の配置
【現況】



【今後の取組み】

- ・平成31年3月の環境省通知により、人口減少等によるごみ排出量の減少等の将来の社会情勢の変化や廃棄物処理施設の維持管理等を踏まえて、中長期的な視点で持続可能な適正処理の確保に向け、新たな広域化・集約化計画を策定することが要請されているため、一般廃棄物を所管する市町の意見を踏まえて、新たな広域化・集約化計画を検討する必要がある。

災害廃棄物処理体制の充実・強化

【現状】

- ・ 毎年、全国各地で甚大な災害が発生しており、その都度、災害廃棄物の処理が課題となっている。
- ・ 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、発災時の生活環境の保全と公衆衛生の悪化を防止するだけでなく、早期に復旧・復興を図る観点からも重要となっている。

【近年、発生した災害で生じた災害廃棄物処理に関する課題】

- ・ 円滑かつ迅速な初動体制の確立と広域的な連携・協力体制の確保
- ・ 仮置場に指定されていない場所に災害廃棄物が放置される事案の発生
- ・ あらかじめ指定していた仮置場の許容量が限界を超え、閉鎖する事態となった事案の発生
- ・ 分別されていない災害廃棄物への対応

【これまでの取組み】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定（H28.3）、災害廃棄物処理行動マニュアルの策定（H31.1）
- ・ 災害廃棄物処理広域訓練等の実施（1回目：R元.7、2回目：R元.11）

【今後の取組み】

- ・ 被災自治体からの情報や訓練で明らかとなった課題を踏まえ、計画や行動マニュアルがより実行性の高いものとなるよう見直していく必要がある。
- ・ 国、他県、市町及び関係機関と連携し、訓練を継続して実施するなど、災害廃棄物処理体制の充実・強化に努める必要がある。

終わり